

期 間： 2026 年 7 月 27 日（月） 午後 3 時 45 分より

場 所： 役場庁舎横 車庫上会議室

出 席 者： 岩瀬 教育長、牧岡 委員（教育長職務代理者）、
西郷 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、矢部参事(特命担当)兼教育委員会参事(特命担当)、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
飯島 学校教育専任課長兼指導主事、
青木 課長補佐兼教育総務係長、大竹 社会教育係長、
板川 主事（書記）、
大作 ^{だいさく} 学び共創室長兼図書館スーパーバイザー、
井上 教育デザイン官、依田 教育デザイン官

欠 席 者： なし

傍 聴 者： 1 名

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- （1）真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- （2）真鶴町立の小中学校の設置に関する条例の一部改正について
- （3）真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
- （4）真鶴町義務教育学校開校推進委員会設置規則の一部改正について
- （5）令和 7 年度教育委員会関係決算について
- （6）教育長の営利企業等の従事に関する許可について

3 報告事項

- 学校建設関係について
- 令和 8 年度 7 月行事報告・8 月行事予定
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

岩瀬教育長： ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、令和8年度真鶴町教育委員会7月定例会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

今日は傍聴の方が1名いらっしゃいますが、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全委員： はい。

岩瀬教育長： では傍聴の方、どうぞよろしくお願いします。

【傍聴者 入室】

岩瀬教育長： では最初に。冒頭の挨拶の代わりに、この1か月の様子を写真とスライドにしましたので、一緒に見ていただけたらと思います。これは教育ビジョンです。先月の定例会で皆さんと共有しましたが、他の課の人とも共有しようということで、課長と塩田さんと大作さんとで、政策推進課と健康こども課の人たちに教育ビジョンを見てもらって、フィードバックをしていました。ようやく一息つけましたので、地域に出ていこうということで真鶴出版に行ってご挨拶して、共創室を紹介する時間を取りました。開校推進委員会もついに始まりました。専門部会とする学校環境デザイン部会がようやくスタートして、塩田さん、とても良い時間でした。これから毎月、三つの専門部会がどんどん動いていって、いよいよ中身を作っていくという形でやっています。

今、井上さんが話してくれた共創室のリフォーム。教育長室も一緒にやっているのですが、本当にたくさんの方が手伝いに来てくれてリフォームが進んでいます。教育委員の牧岡さんも来てくださって、手伝ってくださいました。結構良い感じになってきて、これから、ここにテーブルなどが入ってきて、来月来てもらう時には大分素敵なお感じになっているはずなので、ぜひ見に来てください。

それから、先月の定例会で承認いただいて行ってきた鳥取県の研修センター。教育センターの研修では、県の指導主事の人たちを相手に6時間30分の研修。もうこちらも指導が入りながらみたいな研修だったのですが、「やはりどうやって学校現場を

サポートしたらいいか」というのは本当に全国でいろいろな人たちが悩んでいます。私自身も研修を行いながら、真鶴町や湯河原町などの近隣の自治体の指導主事の皆さんと学ぶ機会を作りたいと考えました。地域でそういうふうと一緒に学んで、一緒に変わっていくという機会を作れたら良いなと思っています。それで鳥取県の図書館は学校図書館の支援でとても有名な所で、その見学に行き、すごく参考になりました。その年に出た児童書を全部買っているのですと。全巻購入して、そこから学校の人がここに見に来れば本が手に取れる、そこで本を探すということをしていて、人口 500,000 人ぐらいしかない日本で一番小さな県なのだけど、図書館にすごい力を入れています。真鶴町の学校がライブラリーセンターになることに興味も持ってくれていて、「支援センターでも力になりますよ。」と言っていたので、力を借りながら一緒に作れたら良いなと思っています。

あと今、業務改善のプロジェクトが二つ動いていて、もうすぐ飯島さんの業務が改善される予定です。AI を使った改善プロジェクトです。まだ手探りですけど、少しでもこういうことで時間を費やして有意義なことに時間を使えるようにということをやっているものです。それから、今日は教育委員の西郷さんのお話を本当に聞けて良かった。こういう学びの場をたくさん作っていきたいなと思っています。

私がここに来て、4 か月経ったのですね。任期でいうと7分の1です。まずは信頼関係を作ることを一生懸命やってきた4 か月かなと思っています。議員の方とも随分話ができることも増えて、建築のことは一旦収まりつつある中で、これから一緒に学校をつくっていく、変わっていくフェーズに入っていくなと思うので、現場の人たちと、特に子どもたちを真ん中に置きながら一緒にやっていきたいなと思っています。今後の日程なのですが、明後日に保護者説明会が午後6時30分からあります。これは情報センターでやります。また、8月頃から中学校の引っ越しがあって、これが無事に終わるといいなと思っているのと、8月17日に幼小中の先生たちと午前中2時間で、「真鶴の教育ビジョンを共有する」ワークショップを町民センターの講堂でやる予定です。ぜひ教育委員の皆さんも、もしお時間、ご関心があれば見に来ていただければと思います。「こんなふうにビジョンを共有して、先生たちが動き出すのだな」とい

うのが見てもらえるのではないかなと思います。今、先生たちに配るビジョンも一生懸命作っています。いろいろなバージョンを工夫しながら「どういう形がいいかね。」と、今は文字だけの状態をビジュアル化することをやり始めている。そんな動きで今、教育委員会は動いている感じです。では、協議事項に入っていきたいと思います。

協議事項（１）真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。それでは真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料１の新旧対照表をお願いいたします。右側が改正前、左側が改正後となっております。今回の条例改正としましては、右側の改正前で、真鶴町義務教育学校開校推進委員会専門部会委員。こちらを当初は委員のみで考えておりましたが、左側をご覧ください。専門部会にも「学識経験を有する者」を追加しており、左側の「学識経験を有する者」の報酬額「１回につき 20,000 円」。その下は右側と変わらず「専門部会委員その他の部会委員」といたしまして「日額 10,000 円」です。それと第１条で改正がございます。こちらにつきましては法律の条ずれに伴いまして、今回この条例を改正するタイミングで修正をかけるものでございます。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。委員の皆様、ご質問あるいはご意見があったらお願いします。

牧岡委員： はい。

岩瀬教育長： はい。牧岡さん、お願いします。

牧岡委員： 少し確認をさせてください。旧のものは専門部会の委員だけを対象として、こうなっている。新しいものは学識経験者ということで、こちらに記載されている額ですか。だから、前は学識経験者という位置付けがなかったのですが、今回は学識経験者という位置付けがあるので変更しますということよろしい

でしょうか。

清水課長： はい。ありがとうございます。そうです。当初は、専門部会の方には学識経験者は想定をしておりませんでした。今回そこも見直しまして、学識経験者を入れたものです。当初は、開校推進委員会が母体とありまして、そちらから専門部会の方に下りてくるというイメージでした。それを今回新たに改正しまして、開校推進委員会は上にあるのですが、専門部会でいろいろな件を上には上げていくと。上から下ではなく、下から上に上げていくイメージとなっております。そういう形になっておりますので、専門部会の方にも学識経験者が必要という話になり、今回ここで追加をするものでございます。

牧岡委員： ご説明ありがとうございます。学識経験者という位置付けをすることは、これからの真鶴町の義務教育学校の内容を決めていく非常に大事な会議ですので、やはり学識経験者という方は必要だと思います。学識経験者ということを考えた時に、その額についても妥当なのかなと思います。

清水課長： はい。追加で、すみません。この条例の一番下ですが、「公布の日から施行する」となっております。こちらは今回、承認をいただいた後に9月議会に条例を提出いたしまして、議会でも議決を得た後の施行となります。説明は以上です。

岩瀬教育長： ありがとうございます。他によろしいでしょうか。では、無ければ質疑は終了したいと思います。それでは議題について賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成といたします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、(2) 真鶴町立の小中学校の設置に関する条例の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。真鶴町立の小中学校の設置に関する条例の一部改正に

ついてでございます。資料2をお願いいたします。右側が改正前、左側が改正後となっております。今回の改正といたしましては、真鶴中学校が2030年に開校予定の義務教育学校の建設に係る関係で8月31日から、中学校から小学校の建物に移動いたします。そのことに伴いまして、真鶴中学校のところが、改正前の位置が現住所の「1,855番地」となっております。こちらが小学校に引越しをしていくというところで、住所が左側の改正後ですね。「543番地」に改正をするものでございます。こちらの欄外です。この条例は、公布の日から施行し、令和8年8月6日から適用するとなっております。この8月6日は引越しを予定している日でございます。引越しが2日間。8月5日、6日で今実施する予定で、終わるのが8月6日というところで、8月6日にしてございます。こちらについては神奈川県にも確認をしております。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いします。よろしいでしょうか。では無ければ質疑を終了とします。それでは議題について賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

少し戻りますが、先ほどの(1)の有識者を今4名予定しています。熊本大学の^{とまの}苫野さん。東京理科大学の^{かきの}垣野さん。この方が学校建築の専門家です。あと、信州大学の荒井さんという教育行政学の方。そして、最後に帝京大学の鎌田さんという学校図書館の研究者。4名に入っていただく予定であります。

それでは続いて、(3)真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐： はい。資料3をご覧ください。6月の定例会においてご承認
兼係長 いただきました真鶴町教育委員会事務局組織等規則において、
学び共創室という室を設置いたしました。それに関連した改正
になります。改正内容としましては、第5条第1項及び第3項

に記載のとおり「及び室」「又は室長」、「及び室長」「又は室」を加えております。なお、欄外になりますが、この規則は、公布の日から施行し、令和8年6月1日から適用する。この6月1日は共創室が設置された日からの施行となります。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いします。よろしいですか。

清水課長： すみません。追加でよろしいでしょうか。今回、室長とは関係ないのですが、改正前の第6条を見ていただくと、2・3の後が5、6、7、8と空いていた状態になっておりました。改正後を見ていただくと、今回そこも整理したものでございます。こちらは第6条が条ずれとなっております。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。無ければ質疑を終了します。それでは議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成といたします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、（4）真鶴町義務教育学校開校推進委員会設置規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐： はい。資料4をご覧ください。真鶴町義務教育学校開校推進委員会設置規則の一部を改正する規則の新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、第2条第2項の所掌事務として右側の改正前では「推進委員会は、教育委員会の求めた事項について調査及び検討を行い、その経過及び結果を教育委員会へ報告する」という、教育委員会と推進委員会だけの矢印だったのですが、左側の改正後では「推進委員会は、教育委員会の求めた事項について各専門部会に調査及び検討事項を指示し、その経過及び結果について助言及び承認を行い、そのこと

を教育委員会に報告するものとする」ということで、専門部会を含めた三つの組織の形にしております。少し飛んでしましますが、裏面をご覧ください。改正前の第8条を第9条に改め、第9条を第10条に改めます。すみません。もう一度表面にお戻りいただき、改正前の第7条第2項の改正部分が裏面の上にあります。「準備委員会」を「推進委員会」へ改めます。あと第3項、第4項及び第8項の中で、改正前では「部会員」としていたところを、先ほどご承認いただいた条例に併せて「部会委員」に全て改正をしております。最後に、改正前の7条を第8条に改めまして、新たに第7条の部分に「推進委員会の公開等」の規定を設けております。最後に、条ずれの関係で一番下の附則の第3項に、条ずれの修正を行っております。附則といまして欄外で、この条例は、公布の日から施行します。説明は以上です。

岩瀬教育長：

はい。ありがとうございます。推進委員会の建て付けが随分変わったので、それに併せて変えたということです。大きくすると、こんな感じで推進委員会の建て付けが変わっています。ここに開校推進委員会の助言及び承認の機関とした専門部会が三つあるという形になったので、それに併せて規則を変えたということです。有識者の名前の所は、有識者として今お願いしているところです。何か今の議題について、ご質問ご意見がある方はお願いします。はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員：

はい。助言及び承認のところなのですが、専門部会で話し合われたことが推進委員会の場で報告されるわけですね。そこでの助言は分かるのですが。あるかどうか分からないケースではありますが、一応想定しておく方がいいと思うので。「このことについては承認できないので、もう一度専門部会に持って帰って検討してください。」ということも考えられる。そういうやり取りもあるということですか。

清水課長：

はい。

岩瀬教育長：

はい。お願いします。

清水課長：

ありがとうございます。そういう可能性もあると思っております。

ます。今、開校推進委員会は教育委員会からの諮問機関であります。そちらは教育委員会も開校推進委員会に投げて、その中でいろいろ練っていただく。上部組織なので、専門部会でいろいろな話し合われたこと、揉まれたことが、助言も承認もそうですし、そこで差し戻すということはケース的にはあると思っています。そこでまた揉んでいただいて、また上げるという形になると思います。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。他にご質問ご意見があったらお願いします。よろしいですか。無ければ質疑は終了にします。それでは議題について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、（５）令和７年度教育委員会関係決算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。それでは、令和７年度真鶴町一般会計教育関係決算額についてご説明いたします。資料５をお願いいたします。

まず、１ページ目の歳入です。１２款 分担金及び負担金、１項 負担金、５目 教育費負担金 3,460,218 円です。こちらは幼稚園管外教育受託児童負担金、管外一時預かり保育受託負担金、市町村共同事業箱根町負担金です。前年度にあった市町村共同事業箱根町負担金が箱根町に特別財源がついたため、各町の負担がなくなり減額となり、前年比 233,132 円の減額となっております。１３款 使用料及び手数料、１項 使用料、６目 教育使用料 4,037,150 円です。幼稚園保育料、博物館、美術館の観覧料、公民館の使用料、町立体育館、小中学校体育館、中学校グラウンドの使用料となっております。2025 年４月から美術館が休館になったことに伴い美術館観覧料が減額となり、前年比 1,774,790 円の減額となっております。１４款 国庫支出金、２項 国庫補助金、６目 教育費国庫補助金 137,000 円です。要保護児童生徒援助補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育設備整備費等補助金などです。昨年ありました GIGA スクール運営での民間事業者へ業務委託するための費用の一部を、国が補助する公立学校情報機器活用

支援体制整備費補助金がなくなったことや、理科教育設備整備費等補助金が減額になったことにより 508,000 円の減額となっております。15 款 県支出金、2 項 県補助金、7 目 教育費県補助金 3,982,000 円です。放課後子どもいきいきクラブ、土曜教室、日本語指導に対する補助金などです。昨年ありました不登校児童生徒等早期発見・早期支援事業補助金 1,438,138 円がなくなりましたが、学校の働き方改革を進めるための市町村立学校働き方改革加速化補助金が新規で 3,075,000 円があったため、1,701,862 円の増額となっています。なお、市町村立学校働き方改革加速化補助金は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年の補助金となっております。15 款 県支出金、2 項 県補助金、9 目 市町村事業推進交付金のうち教育委員会関係 681,000 円です。青少年の社会環境健全化に関する事業、青少年の体験活動に関する交付金となっているもので 54,000 円の増額となっております。15 款 県支出金、3 項 委託金、5 目 教育費委託金 475,305 円です。かながわ学びづくり推進地域研究委託金、小中学校の実践研究等に係る事業を神奈川県教育委員会からの委託を受けて実施しているもので 47,581 円の増額となっています。16 款 財産収入、2 項 財産売払収入、3 目 生産物売払収入のうち教育委員会関係 233,390 円です。美術館及び博物館物品売払収入ですが、美術館が休館となったことに伴い、美術館図録等売払収入が減ったため 854,380 円の減額となっております。17 款 寄附金、1 項 寄附金、7 目 教育費寄附金 1,576,196 円です。町立小中学校への寄附金、幼稚園と小学校のバス利用者からの寄附金です。町立小学校への寄附金は三件となっております。18 款 繰入金、2 項 基金繰入金、5 目 奨学基金繰入金です。こちらは皆減となっております。入学支度金については物価高騰重点支援交付金を活用したため、基金からの繰入はなしとなりました。奨学基金の令和 7 年度末残高は 1,323,334 円となっております。13 目 教育施設整備基金繰入金は 27,180,000 円で、主に基本設計の費用等に充当しており、教育施設整備基金の令和 7 年度末残高は 305,232,280 円となっております。15 目 学校図書等整備基金繰入金 1,000,000 円で、小中学校の本の購入に充当しており、学校図書等整備基金の令和 7 年度末残高は 3,602,204 円となっております。今年度の繰入はございませんが、美術館運営基金の令和 7 年度末残高は 2,256,932 円となっております。20 款 諸収入、4 項 雑入、1 目 雑入のうち教育委員会関係、海の学校参加者指導料と美術館館蔵

品鑑賞会参加費が新規で、この分が増額となっております。続きまして公民館、図書館館内の複写機・印刷機の使用料、町民センター、町立体育館自動販売機電気料・販売手数料については、前年度より大きな増減はございません。前年度ありました海の学びミュージアムサポート事業補助金（博学連携）2,735,350円は継続して補助を受けていたため、令和7年度の申請はできなくなり、その分が減額となっております。歳入決算額としては43,435,145円となり、前年度比では48,168,068円の減額となっております。

続きまして、裏面をお願いいたします。歳出です。1項 教育総務費、2目 事務局費の増額は、学校建設に伴う職員1名を会計年度任用職員から任期付き職員にしたことによる増員及び人事院勧告等に伴う人件費の増により、10,314,603円の増額となります。3目 教育振興費は学校建設推進事業57,147,502円で、学校建設にかかる基本設計が実施されたための増となりましたが、教育施設整備基金積立事業において、町の積立及び寄附金の減少により130,350,000円の減額となり、80,898,168円の減額となります。2項 小学校費、1目 学校管理費は、大きい増減はございませんが、新規事業といたしまして、小学校のプール授業で民間施設を利用し運用ができるか試験的に実施しました。603,773円の増額となります。2項 小学校費、2目 教育振興費は、大きい増減はございませんが、令和6年度より保護者が負担する教材費及び校外活動費について、町が補助する教材費・校外活動費補助金を引き続き実施しております。2項 小学校費、3目 給食費は令和7年4月より給食の調理について、町の直営から事業者への委託を実施し、調理員の不足を解消いたしました。新規の給食調理等業務委託料22,731,000円が増加し、給食費は9,114,213円の増額となります。3項 中学校費、1目 学校管理費、中学校管理運営事業は中学校備品事業について前年度ありました教師・生徒用図書購入費が教科書採択替えに伴う指導書の購入により、教師・生徒用図書購入費2,753,630円がなくなったことによる減。学校管理費で5,308,963円の減額となります。4項 幼稚園費、1目 幼稚園費は会計年度任用職員が任期付き職員となったこと、人事院勧告等に伴う人件費の増により3,222,898円の増額となります。5項 社会教育費、1目 社会教育総務費は美術館及び博物館を兼務している職員、図書館勤務をしていた職員2名を教育委員会の生涯学習の人件費で計上し

たこと、また、人事院勧告等に伴う人件費の増により 14,306,088 円の増額となります。2 目 公民館費は公民館受付の会計年度任用職員報酬を保健福祉課と案分していましたが、令和 7 年度から教育課で全額負担することになったこと、管理代行委託料を町民センター費から公民館費に移行したため、2,482,408 円の増額となります。4 目 町民センター費は、光熱水費の電気料の事業者が変わり、電気代が下がったこと、前年度町民センターの夜間の管理代行を公民館費に移したことにより 3,251,439 円の減額となります。続きまして数字がない所です。廃目 民俗資料館運営費は令和 6 年 9 月末に閉館し、管理が財務課に移ったことにより皆減となっております。5 目 美術館費、令和 7 年 4 月より休館になったことに伴い事務職員 1 名分を教育委員会で計上したこと、受付の会計年度任用職員を皆減させたことに伴い、10,261,101 円の減額となります。6 目 図書館費は人事異動により人件費が減額となり、1,320,476 円の減額となります。7 目 貝類博物館運営費は、開館日が増加したことに伴う会計年度任用職員の増額 1,060,194 円がありましたが、職員の人事異動による人件費 4,506,809 円の減と、今年度は海の学びミュージアムサポート（博学連携）事業委託料 2,493,350 円がなくなったことにより、5,227,141 円の減額となります。歳出の一番下をお願いいたします。教育費全体といたしましては 455,740,932 円で、前年度に比べて 66,238,788 円の減額となっております。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問あるいはご意見があったらお願いします。牧岡委員お願いします。

牧岡委員： 歳出の図書館費。減額の主な理由が人件費関係だということですが、実際にその本の購入に係るものは前年度に比べて、そんなに変わってないと考えていいですか。

大竹係長： よろしいでしょうか。

岩瀬教育長： はい。お願いします。

大竹係長： そうですね。前年比から考えますと、およそ 250,000 円減額

になっております。

岩瀬教育長： ありがとうございます。

牧岡委員： もう一つ。1項の教育振興費のおよそ80,000,000円の減額のところを、もう一度説明していただきたいです。

清水課長： はい。80,000,000円の減額は、令和6年の時に教育振興費で寄附金。教育の寄附金もあったことにより教育施設整備基金の積立を、こちらの振興費でしております。その金額が令和6年度には70,000,000円の寄附と、あと、一般会計からの繰入が60,000,000円ございました。そちらの積立を130,000,000円しております。そういう関係があります。今回は寄附がなかったことや、そういう積立がなかったことによって減っております。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。他にありましたらお願いします。無ければ質疑を終了にしたいと思います。それでは議題について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、(6)教育長の営利企業等の従事に関する許可について。ここからは牧岡委員に進行を投げたいと思います。よろしくお願いします。

牧岡職務代理者： はい。では、私の方で進めます。協議事項(6)教育長の営利企業等の従事に関する許可について、事務局からご説明をお願いします。

青木課長補佐： はい。資料6をご覧ください。真鶴町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則に基づくものでございます。今回の案件は、長野県松本市教育委員会の「学級づくりワークショップ講座」での講師となります。従事期間は令和8年8月3日、4日の2日間。従事することを必要とする理由につきま

しては、裏面に記載のとおりです。説明は以上です。

牧岡職務代理者： はい。説明内容について、ご質問のある方はお願いします。
よろしいでしょうか。では、許可ということで賛成の方は挙手
をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡職務代理者： はい。全員の方が賛成で、許可ということで決まりました。
議長を教育長にお返しします。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは本日予定していた協
議事項について全て終了となります。事務局から何か補足や追
加はございますでしょうか。委員の皆様から何かございま
すか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項に移りたいと思います。では、学校建築関
係の報告をよろしくお願いします。

矢部参事： はい。それでは私から説明を。報告と皆さんにご相談がござ
(特命担当) います。まず附帯決議につきましては、7月10日午前9時か
ら小林町長、岩瀬教育長、私、清水の方で議長室にて議長、副
議長出席のもと、町長より議長に「附帯決議の対応等について
の報告書」を提出し受領していただきました。今後特別委員会
等で説明する予定ですが、その旨報告させていただきます。

次に、町立体育館と夜間照明についてご意見をお聞きしたい
のでご説明させてください。まず夜間照明ですが、今ある既存
の照明が、ほぼ開発予定地の中に入ってしまったっており使用で
きなくなります。それを新設するとなると大体一基 20,000,000 円、
二基で 40,000,000 円かかってしまう。当然そのランニングコ
ストもかかることもあって、設置の是非についてどうしようか
というところが実施設計の中で懸案になっておりました。基本
的に、学校教育の観点からは「夜間照明は必要ない」というと
ころが明確となりました。また、「避難所として、あそこを使う
だろう」ということで、総務防災課担当と協議した結果、こう
こうと照らすような照明が果たして避難災害時に必要なのかと
いえば、例えば、発電機や道路工事などによく使っている投光
器などで賄えるのではないかと。「他の代替の方法で何とかなる」

ということで、設置なしでも大丈夫との見解でした。また、社会教育系のスポーツ団体が使って夜間のスポーツを行っているところがございます。基本設計の時点でも、野球自体は設置する照明器具の光量の問題として、野球だと球も小さいので相当な光量がないと駄目だということで、それが満たないので野球はそもそも使用不可としておりました。他にはサッカーと陸上のスポーツ団体があります。実際にサッカーと陸上にしても簡単な練習なら体育館も使用可能ではないかということ、また、隣町などの施設も使えなくはないだろうということで、結論として「夜間照明は設置をしないでよろしいのではないかな」というところを副町長も含めて説明し、当然その旨もまた議会でご説明しなくてはいけないのですが、教育委員の皆様にも知っていただくということでご意見を伺いたい。この考え方にに基づき、今後実施設計を進めていきたいということでございます。

それから、体育館についてです。現状、皆さんもご存知だと思いますが、旧中学校体育館は取り壊すため無くなります。同じ敷地内に町立体育館がございます。ところが、小中学校設置基準がございまして、「どういったものを設置しなくてはいけない」というのがあるのです。そこには「校舎・グラウンド・体育館も備えるものとする」とあります。しかし、但し書きがございます。そこによりますと、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」というところで、この但し書きが今回の当町の条件に合致しているのかどうかを、文部科学省に直接問い合わせましたところ、「そういった支障のあるかないかなど、特別な事情云々でということであれば、設置者の判断に委ねる。」とのことでした。要は、設置者が「いい。」と判断すれば、それでいいのだと。それで特別な手続きは必要ないという判断をいただきました。つまり、特に学校体育館はなくても、体育館として使用できる施設であれば、それは何であろうが構わないということでもあります。また、あと一つ大きなのが今後空調工事を、エアコンをつけなくてはならない。体育館にエアコンをつけるとなると、それがまた多額の費用がかかります。現在の基本設計段階で、470,000,000 円程度の事業費となっております。物価高騰なども併せて、かなりの高額となっています。それで学校体育館で空調を入れると文部科学省の補助金。町立体育館でエアコンを設置するとスポーツ庁の補助金。ところが、双方とも2分の1

補助というのは同じなのですが、文部科学省でやると事業費の上限が140,000,000円。いくら事業費がかかっても140,000,000円しか対象にならないのです。スポーツ庁でやると、なぜか上限が200,000,000円になります。60,000,000円の差、補助金でいくと30,000,000円の差がそこで発生してしまうのです。だから、金額だけで判断してスポーツ庁という考えもあるのですが、それも踏まえながら、この町立体育館を学校が使用できるように条例改正を少しすれば、学校体育館がなくても町立体育館を児童生徒も使えるということもできるし、あと町立体育館から学校体育館に移行した場合財産処分が必要なところ、それも必要ではなくなります。そして、あと一つ懸念されるのは、「学校体育館じゃないのに、学校が占有しているじゃないか。」「しょっちゅう使っているじゃないか。」と、すぐにそういう声が聞こえてきそうなのですが、学校体育館であろうが町立体育館であろうが使い方は何ら変わらないと推測しております。学校が使うことと地域が使うことは。この全国的にも小中学校で、あの規模の体育館はなかなかない規模の大きさです。これは私見なのですが、例えば、そこを半分に仕切って、その半分は学校が常時使っていて、半分は町民に開放などとするようなやり方で運用などができた方が町民の人たちにも便利なのではないか。結論として「補助金がもらえるからスポーツ庁でいこう」ということではなく、総合的にいろいろ考えて判断すべきであり、教育委員の皆さんの考え方についてはいかがなものでしょうか。また、早めに方針を定めないと設計事務所も実施設計に入っているため、進め方や作り方などが少し変わってきてしまうので、そこら辺のお考えをお聞きしたいということがあります。

あと、のちほどの予定でも出てくると思いますが、今週の水曜日と木曜日と金曜日で小学校の不用品を中学校に運びながら、さらに中学校の必要な物を小学校に運ぶ。中学校と小学校に行ったり来たりと引越しを、私たちと先生方で実施する。来月の5日、6日については委託事業者と2t車8台、補助車が8台。委託事業者の人数が述べ96人を動員して引越し作業を実施いたします。不用品は取り壊しまでは中学校の校舎内で保管させていただいて、予算を確保した後に廃棄処分等、また、譲渡会などの取り組みで物になるべく減らしながら廃棄処分にかけていきたいという想定で動いているという状況でございます。すみません。内容が多くなったのですが、報告及びご相談でござ

います。以上です。

岩瀬教育長： ありがとうございます。今ここで意見をもらいますか。

矢部参事：
(特命担当) 体育館だけは、そういった考えで教育委員の皆様どうでしょうかということです。「義務教育学校をせっかくつくるのに、体育館がないのは何事だ。」という意見がもしあるならば、補助金については文部科学省の補助金を取りに行くという形になります。ただ、「使い方がどうであれ、学校の生徒が使えるのであればいいでしょう。」ということであれば、スポーツ庁の補助金獲得に進んでいくのかなという。その道が二つあるというところで、その考え方でよろしいかどうかご意見を伺いたいということであります。今この時点で方向性を確定するというものではございません。

岩瀬教育長： 分かりました。では、「少し参考の意見をもらえると。」ということで、お二人で少しお話いただいて。後ろもせっくなので、二人ずつぐらいで意見交換をしていただいて、参考意見として「どうしたらいいだろうな。」というのをお願いします。

【意見交換】

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。これは協議ではないので、意見として。牧岡委員からお願いします。

牧岡委員： 二人で話したのは、結論から言うと、町民と学校は共有する形で良いのではないかと。要は、お互いにそういう場面を見合うことで、教育的に子どもにとっても町民にとっても、また良い関わりが、また新しい関わりが生まれるかもしれないということで、これは子どものスポーツにとっても良いことなのかなと思います。ただ、管理をどうするかなどはありますが、それはまたいろいろ工夫をしてやっていけばいいかと。基本的には共有をしていくという話をしました。

岩瀬教育長： はい。分かりました。西郷さんからお願いします。

西郷委員： 教育的見地からして、今おっしゃったとおり、住民の方が触

れ合うのはとても大切なことで、基本、教育活動に支障がない限り生かしていくべきかと思います。同じ意見です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。後ろで出た意見はぜひ後で矢部さんに届けてください。その上で、もう1回事務局の方でしっかり練って協議事項や決定したことを持ってきてたいと思います。お願いします。学校建設は、それでよろしいですか。

では、学校教育から報告がありましたら簡単にお願いします。

青木課長補佐：
兼係長

では、7月の事業報告からお願いします。6日、7日に実施予定であった水辺の安全教室ですが、この日だけ他の日に比べ気温が低く、うねりも発生していたため、予備日にもできず、座学のみ実施いたしました。17日は幼小中1学期終業式。本日、定例会。明日、28日に真鶴町に赴任されてきた先生を対象に指導主事の方から、ふるさと教育研修会を実施します。29日、30日、予備日31日に今、矢部の方からありました小学校にある不用品を中学校へ職員で運びます。30日、学校運営協議会は真鶴中学校で最後の校舎で実施いたします。

裏面をご覧ください。8月の予定です。5日、6日で業者による真鶴中学校の引っ越し作業。7日から16日までは幼小中直を置かない日で、先生方全員不在となります。17日は最初に教育長が申し上げた『教育ビジョンお披露目会』を、午前10時から12時に町民センター講堂で行います。18日、学校環境デザイン部会。19日、まちと学校部会。24日、定例会とあるのですが、こちらは後ほど日程調整をさせていただきます。27日は2学期から中学校の場所が変わりますので、準備登校を予定しております。31日から幼小中始業式で2学期が始まります。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。では、続きまして社会教育について。量が多いので、ポイントを絞っていただけたらと思います。

大竹係長： はい。分かりました。それではお願いいたします。7月です。3日に町民運動会運営委員会を開催しまして、10月の本番に向けたスタートが切られております。また、同日には半島駅伝実行委員会を開催し、これまで積み上げてきたものの報告と、これか

ら取り組まねばならない事柄の協議を行っております。16日には町民文化祭運営委員会を開催し、展示部門の展示場所あるいは公演部門の日時等を決定いたしました。夏休みに入りまして、子どもフェスティバルをたくさん開催する予定で、20日にはヨット体験乗船会。保護者3名を含む20名の方にご参加をいただきました。22日には子どもアート教室の切り絵の教室で36名の児童に参加をいただいています。23日には子ども陶芸教室の作品づくりで、58名の方に参加をいただきました。29日には夜のプランクトン観察会を予定しております。30日には、おたのしみ工作教室で、牛乳パックで作る立体パズルを今年度は作る予定でございます。

裏面をお願いいたします。8月の予定です。1日には小中学生グローバル人材育成事業の事前研修ということで、小学5年生を対象として行います。2日には、子どもフェスティバルで親子木工教室を開催する予定です。6日には小学1年生から3年生を対象に図書館たんけんツアー。6日、7日には1泊2日で小学4年生から6年生児童を対象に海と山の子どもたちの交流会を開催し、今年度は当町に長野県安曇野市と東京都西多摩郡檜原村の児童をお迎えして交流をする予定です。13日には子ども陶芸教室の色付けを行います。16日にはラジオ工作教室。19日と20日、26日には一日図書館員を開催します。20日にはグローバル人材育成事業の本研修ということで、小学5年生が東京グローバルゲートウェイに出向いて研修を行います。21日には夜のプランクトン観察会。25日にはキッズ太鼓塾ということで、神奈川芸術文化財団の協力を得て太鼓の演奏を聞き、また、太鼓を実際に演奏するイベントを予定しています。

あと、別件で一点よろしいでしょうか。4月の教育委員会の定例会でお諮りさせていただきましたスポーツ優秀選手の関係ですが、島川夕莉彩さんについて。4月の段階では、昨年度の関東高等学校選抜新人陸上競技大会選手権大会で優勝を果たされたということで、優秀選手として挙げさせていただきました。今年度になりまして、まず神奈川県高等学校総合体育大会の女子ハンマー投げの部で優勝され、さらに、南関東大会でも女子やり投げの部で優勝されました。この部分では教育長表彰ということで変わりはありませんが、7月30日から8月5日まで滋賀県彦根市で開催されますインターハイに代表で出場されます。この大会で上位8位までに入賞されると町長表彰の

対象になりますので、この結果をもって町民運動会で表彰したいと思います。8月の定例会には結果をご報告できるかと思いますが、もしお諮りする場合は、またご協議をお願いいたします。以上でございます。

岩瀬教育長： 他の施設の報告はありますか。

大竹係長： 特にございません。

岩瀬教育長： それでは報告事項が他にありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは全ての議事が終了しました。令和8年度真鶴町教育委員会7月定例会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。